



JSG ニュースレター

2019 年度以降における「法定利益準備金 積立の基礎」の変更点

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾会社法第 237 条にて規定する会社の法定利益準備金の積立について、当該準備金の積立を行う基礎は、実務上会社定款の定めに従っており、「税引後当期純利益」又は「実際の分配額」の二種類のパターンが存在しています。台湾国内の会計基準の変革に合わせ、台湾經濟部は会社が「税引後当期純利益」を法定利益準備金の積立を行う基礎とすることに係る関連通達が適切であるかについて再検討及び審議を行い、民国（以下同）109（2020）年 1 月 9 日付経商字第 10802432410 号通達にて当該準備金の積立を行う基礎に関する適用規定を公布しました。新旧の差異に係る主なポイントは、下表のとおりです。

従前の関連通達の規定	新たな通達の規定
<ul style="list-style-type: none"> ● 「税引後当期純利益」を法定利益準備金の積立を行う基礎とする場合、以下の損益を通さない剰余金の調整項目については、法定利益準備金を積み立てる必要はない。 1. 国際会計基準の初度適用により生じた剰余金。 2. 国際会計基準の適用により生じた確定給付に係る数理計算上の損益（その他の包括利益に計上）、被投資会社が持株比率によらず認識された剰余金及び自己株式の消却により調整した剰余金の調整等事項。 3. 「企業会計準則公報（EAS）」の初度適用により、遡及又は繰延の調整を行ったことにより生じた剰余金について、損益を通さない剰余金の調整項目については、法定利益準備金を積み立てる必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「税引後当期純利益」を法定利益準備金の積立を行う基礎とする場合、会社は108（2019）年度の財務諸表の利益処分から、「税引後当期純利益に当該純利益以外の項目を加算し計算した当年度末処分利益の金額」を法定利益準備金の積立を行う基礎としなければならない。 ● 会社は、109（2020）年度の財務諸表に係る利益処分から適用の開始を延長することができる。 ● 会社は、過年度に積み立てた法定利益準備金に対して遡及調整を行う必要はない。 ● 経済部の過去の通達で2020年1月9日付公布の経商字第10802432410号通達に合致しない部分については、今後は適用しない。

勤業衆信の見解

1. 経済部の新たな通達規定により、会社は、財務諸表の利益処分に対する上述の規定の適用開始を108（2019）年度又は109（2020）年度のいずれにするか、自ら決定することができます。「税引後当期純利益に当該純利益以外の項目を加算し計算した当年度末処分利益の金額」が正の値又は負の値となるかによって、法定利益準備金の積立金額及びその後の分

配可能な剰余金額に影響が及ぶため、会社は配当政策に従い、財務諸表の利益処分に対する上述の規定の適用開始を108（2019）年度又は109（2020）年度のどちらにするか選択することが可能です。

2. 会社は、会社定款に「法定利益準備金が払込資本金額に達した場合は、さらに積み立てなくてよい」旨の条文を既に記載しているか否か定款を確認するとともに定款変更の可否を考慮することが可能です。会社の法定利益準備金の積立金額が既に払込資本金額に達した場合、上述の新たな通達による影響を受けなくなります。
3. 新たな通達規定により、法定利益準備金の積立が増加する必要がある場合でも、会社は、継続して会社法第241条の規定に基づき、会社に損失がない場合は、払込資本金額の25%の金額を積立により留保し、残額については株主に現金として配当又は新株として発行することができます。
4. 会社定款で「実際の分配金額」を法定利益準備金積立の基礎とするよう定めがある場合は、新たな通達による影響を受けません。但し、会社が「税引後当期純利益に当該純利益以外の項目を加算し計算した当年度未処分利益の金額」を積立の基礎とするよう定款変更を計画している場合には、経済部の1994年5月2日商205661号通達に基づき、積立の基礎を調整する事業年度において、二つの異なる積立の基礎に係る累積的影響額を計算し、「法定利益準備金」及び「繰越損益」を調整しなければなりません。

【参考（台湾会社法条文抜粋）】

第237条（法定及び任意利益準備金）

会社は、一切の税金を完納した後に利益の分配をするときには、先ずその利益の百分の十を法定利益準備金として計上しなければならない。ただし、法定利益準備金の額が会社の払込資本金の額に達したときは、この限りではない。

前項の法定利益準備金のほかに、会社は定款の定め、または株主総会の決議をもって、別途、任意積立金を積み立てることができる。

会社の責任者が、第一項の規定に違反して法定利益準備金を計上していなかったときは、それぞれ新台幣元二万元以上十万元以下の過料に処する。

第 241 条（準備金の資本金組み入れ）

会社に累積損失がない場合は、前条第一項から第三項までの株主総会の決議に基づいて、法定利益準備金及び次に掲げる資本準備金の全部または一部を株主の有する株式の比率に応じて、新株または現金を交付することができる。

- 一、額面以上の価額をもって株式を発行したときに得た超過額。
- 二、贈与を受けた利益。

前条第四項及び第五項の規定は、前項にこれを準用する。

法定利益準備金を新株または現金により交付する場合は、当該法定利益準備金が払込資本金の百分の二十五を超える部分に限る。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte（“DTTL”）はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド（Deloitte AP）は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとはみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

法定盈餘公積提列基礎自 **108** 年度起變動

按公司依公司法第 237 條規定提列法定盈餘公積，該法定盈餘公積之提列基礎，實務上依公司章程，有「本期稅後淨利」或「實際分派數」之二種類型。為因應國內會計準則變革，經濟部就公司以「本期稅後淨利」為法定公積之提列基礎之相關函釋是否合宜，經重新檢討研議後，以 109 年 1 月 9 日經商字第 10802432410 號函核釋有關法定盈餘公積之提列基礎之適用規定。若有疑問或相關意見，歡迎您與我們聯繫。

原相關函釋規定	新函釋規定
以「本期稅後淨利」為法定盈餘公積之提列基礎，下列調整之保	● 以「本期稅後淨利」為法定盈餘公積之提列基礎者，自公司辦理 108 年度財務報表之盈餘分配

<p>留盈餘並未經過損益項目，毋須提列法定盈餘公積：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 因首次採用國際會計準則產生之保留盈餘； 2. 因採用國際會計準則產生之確定福利之精算損益(置於其他綜合損益)，被投資公司未按持股比例認列以及註銷庫藏股調整保留盈餘等事項 3. 首次採用企業會計準則公報之規定，無論採用追溯或推延調整所產生之保留盈餘，因該保留盈餘並未經過損益項目毋須提列法定盈餘公積。 	<p>起，應以「本期稅後淨利加計本期稅後淨利以外項目計入當年度未分配盈餘之數額」作為法定盈餘公積提列之基礎</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公司可延至 109 年度財務報表之盈餘分配開始適用 ● 公司過去年度提列之法定盈餘公積，毋須追溯調整 ● 經濟部歷年函釋與 109 年 1 月 9 日經商字第 10802432410 號函釋規定不符部分，不再援用
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

勤業眾信觀點

- 一、依經濟部新函釋規定，公司可自行決定於 108 年度或 109 年度財務報表之盈餘分配開始適用。因「本期稅後淨利以外項目計入當年度未分配盈餘之數額」為正數或負數，將影響法定盈餘公積之提列數額及其後之可供分派盈餘數額；因此，公司得依其股利政策需求，選擇於 108 年度或 109 年度財務報表之盈餘分配開始適用。
- 二、公司可檢視章程是否已訂明「法定盈餘公積已達實收資本時，得不再提列」之條文或考量修訂章程之必要性，則公司於提列法定盈餘公積已達實收資本時，可不受上開新函釋規定之影響。
- 三、若公司依新函釋規定，致須增加提列法定盈餘公積時，嗣後公司仍可按公司法第 241 條規定，於公司無虧損時，保留實收資本 25% 之數額後，其餘得以現金或新股發放予股東。
- 四、公司章程已載明以「實際分派數」為法定盈餘公積提列基礎者，應不受新函釋規定之影響。惟公司如擬變更為以「本期稅後淨利加計本期稅後淨利以外項目計入當年度未分配盈餘之數額」為提列基礎者，依經濟部 83 年 5 月 2 日商 205661 號函釋規定，應於調整提列基礎之年度，計算二種不同提列基礎之累積影響數，據以調整「法定盈餘公積」及「累積盈餘」。



Get in touch



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。